令和2年度

主要重点施策の上期における実施状況等

～　令和2年度 第1回岩手地方労働審議会資料　～

１　東日本大震災からの復興への支援　２～３

２　働き方改革による労働環境の整備等　４～16

３　人材確保支援や多様な人材の活用促進、人材投資の強化等　17～24

注）1　表の左肩の丸で囲んだ数字は、「令和２年度行政運営方針」の該当ページを表す

注）2　特にことわりのない場合は９月末現在の数値

岩手労働局

資料　２－２

令和２年度　上期における行政運営の実施状況、課題及び下期への対応

１　東日本大震災からの復興への支援

（1）復旧・復興工事における労働災害防止及び工事関係者に係る適正な労働条件の確保

【現状】

～県内全産業及び沿岸管轄署の建設業における死傷者数（合計）の推移～

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R元(9月末)	R２(9月末)
死傷者数（人）	1,222	1,280	1,367	1,458	1,478	1,316	1,305	1,353	1,351	1,377	915	893（−22）
うち沿岸管轄署：建設業（人）	64	111	90	133	124	108	121	128	116	95	65	62（−3）

○沿岸地域における建設業の１月から９月までの休業４日以上の労働災害による死傷者数（4 署合計）は前年同期比３人減少している。なお、宮古署は大幅に減少し、大船渡署が微減、他の２署は増加している。

【宮古署】12 人(23 人 −11 人)【釜石署】12 人(8 人 ＋4 人)【大船渡署】14 人(15 人 −1 人)【二戸署】24 人(19 人 ＋5 人)【4 署合計】62 人(65 人 −3 人)

（ ）内は前年同期比

P８

● 施工業者等に対する監督指導・個別指導等の実施

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○復旧・復興関係工事現場に対して、以下のとおり監督指導・個別指導を実施し、足場等からの墜落防止や車両系建設機械等との接触防止等について指導した。 集団指導は作業員を集める手法となることから３密を避ける意味で手控えた。 ・監督指導、個別指導、安全パトロール：49 現場 ・集団指導：５回、107 人	○公共工事発注のピークは過ぎているが、現在、三陸沿岸道路及び復興支援道路のトンネル工事（計６本）、陸前高田のかさ上げ工事、防潮堤工事等が継続中であるほか、かさ上げ後の建築工事が増加している。さらに、平成 28 年台風第 10 号及び令和元年台風第 19 号に係る災害復旧工事が本格的に発注・施工されていることから、労働災害の発生が懸念される（主に、宮古署、二戸署）。 ○工事の発注状況や進捗状況に応じて工事現場を選定し、監督指導・個別指導・安全パトロール等を継続的に実施する。 また、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、集団指導等を実施し、労働災害防止のため一層の取組について要請・指導を行う。 ・いわて年末年始無災害運動の実施（12 月～1 月） ・12 月に建設業一斉監督の実施

P９

● 工事関係者連絡会議の開催

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○局においては、毎年、年１回開催される発注者等を含む「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議」において、労働災害防止に向けての取組を要請し（エリア別協議会の設置促進、安全衛生経費の確保等）、労働災害防止に向け一層の連携を図る予定としていたところ、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議は開催せず、構成員に対して、資料を配布することで会議に代えている。 ○各署においては、毎年、発注者等を含む「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議（地区単位レベル）」及び「エリア別協議会」を設置・開催し、同一地域、近接地域で工事が輻輳することによる労働災害の防止等についての取組促進を図り、また、同連絡会議には、地元警察署も参加するなど、交通事故防止（交通労働災害防止）などの取組促進も図る予定としていたところ、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、連絡会議・協議会は開催せず、構成員に対して、資料を配布することで会議に代えている。	○各署において設置されている「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議（地区単位レベル）」の開催について働き掛けを積極的に行い、関係発注機関との連携を強化する。 ○各署の管内地域内に複数設置されている既設の「エリア別協議会（合計 19 か所設置）」について開催を指導する。また、今後、新たな工事が発注されることにより複数の工事が近接・密集して行われる場合には、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、新規の「エリア別協議会」の設置・開催について指導する。 ※エリア内の工事が終了することにより、「エリア別協議会」は解散することになる。

P９

● 安全衛生確保支援事業との連携

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○毎年度、建災防への委託事業である「東日本大震災・復興工事安全衛生確保事業」の実施において設置されている岩手県支援センターにより、現場巡回指導、安全衛生教育の実施を予定していたところ、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本格的な活動が 7 月からとなり、進捗に遅れが見られるところである。 とりわけ、安全衛生教育は３密の関係で実施率が低調となっている。 ・現場巡回指導事業場数：115 事業場（43.6%） ・基礎的な安全衛生教育：27 人（12.5%） ・管理監督者等に対する安全衛生教育：23 人（21.3%） ・ワンポイント安全衛生教育：341 人（28.7%） （　）内は年間目標に対する進捗率	○現場巡回指導の実施は概ね順調であるところ、「管理監督者等に対する安全衛生教育」等の実施は、新型コロナウイルス感染症の影響により、進捗に遅れが見られるが、岩手県支援センターが着実に事業展開を行うことができるよう必要な指導・援助を行う。

２　働き方改革による労働環境の整備等

（1）長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

ア　長時間労働の是正

P10

● 生産性向上を図りながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するため、4月7日に、岩手働き方改革推進支援センターを開設し、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現等の課題に対応するため、電話や来所等による相談対応、セミナーの開催などを行っている。 岩手働き方改革推進支援センターの活用については、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の主要な事業主団体の専務等に電話で依頼の上、局長名の文書を送付し、岩手働き方改革推進支援センターの活用を要請した。また、8月には局職員がセンター長に同行して、経済4団体を訪問し、来年4月の同一労働同一賃金の中小企業への適用を控え、岩手働き方改革推進支援センターのさらなる活用について協力要請を行った。 ・相談件数　125件(126件) ・セミナー実施回数　10件（26件) ・窓口相談派遣申込件数　285件（118件) ・個別訪問支援申込件数　111件（106件) （　）内は前年同期	○パートタイム・有期雇用労働者に対する同一労働同一賃金について、来年4月からの中小企業への適用を控え、中小企業への支援がさらに重要となることから、窓口相談派遣や個別訪問支援の申込件数が増えるよう、あらゆる機会を捉えて岩手働き方改革推進支援センター事業の周知広報を行い、利用勧奨を図る。 ○県内主要企業に対し、局長等局幹部による働き方改革の推進に係る訪問要請を実施する。

P 11

● 長時間労働の是正に向けた監督指導等

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○長時間労働の是正に向け、新型コロナウイルス感染症の影響にあっても過重労働対策に係る監督指導は手控えることなく以下のとおり実施した。 ① 80時間を超える長時間労働が疑われる事業場 → 33件 ② 過労死等に係る労災請求事案 → 1件 ③ 36協定未届事業場 → 61件	○違法な時間外労働や長時間労働に関する情報が寄せられていることから、引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、長時間労働の是正に向け、積極的に監督指導を行う。 ○11月の過重労働解消キャンペーンにおいて、全国一斉重点監督、フリーダイヤル電話相談（宮城)、過労死等防止対策推進シンポジウム（11月20日教育会館にて開催)、ベストプラクティス企業訪問を行う。

P11

● 時間外労働上限規制の適用猶予業務・業種における勤務環境の改善

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○適用猶予業務・業種（自動車運送事業、建設業、医療保健業）に対する改正法の周知は一昨年来継続的に実施しているところであるが、本年度上期は新型コロナウイルス感染症の影響により、集団指導や説明会等の開催が見送られ未実施となっている。	○業界団体等に集団指導や説明会等の開催に向けた働き掛けを積極的に行い、開催の調整が整った場合は、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、改正法の周知を図る。

P 11

● 働き方・休み方改善に向けた取組の推進や取引環境の見直し等

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○中小企業等に対して、商工団体、業界団体等と連携を図り、各署に設置した「労働時間相談・支援班」による説明会、個別訪問支援等を実施し、法制度の周知を図ることとしていたが、上期は、新型コロナウイルス感染症の影響により、説明会が開催できなかった。支援班による個別訪問支援は71件実施した。	○引き続き、「労働時間相談・支援班」による個別訪問を行うとともに、集団指導や説明会等の開催に向けた働き掛けを積極的に行い、開催の調整が整った場合は、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、改正法の周知を図る。
○企業訪問等の機会を捉えて、「しわ寄せ防止」について周知啓発を行うとともに、いわゆる「下請たたき」が行われていないか監督指導時に確認を行った。 なお、上期において通報事案はなかった。	○11 月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」を中心に、県内の経営者団体、商工団体等に対し集中的に周知啓発を行い、「しわ寄せ」防止を図る。 また、各種監督指導の際、「下請たたき」が行われていないか確認を行い、「下請たたき」が確認された場合は、関係行政機関への通報を迅速に行う。
○働き方改革推進支援助成金等各種助成金制度を活用し、働き方改革の取組を促進するため、助成金の活用事例も交えた各種助成金制度を取りまとめた資料を作成し、7 月に経営者団体、商工団体、地方公共団体、業種団体等 191 団体に対し配布し、制度周知及び活用促進に努めた結果、前年度同期に比べ大幅に申請件数が増加している。	○助成金活用による働き方改革の取組を促すため、広報による周知に加え、個々の事業場のニーズに合わせた助成金の紹介も重要となることから、企業訪問等の機会を捉えて、事業場の実態に即した助成金制度を紹介し、一層の助成金の活用促進を図る。

		前年度合計
業務改善助成金	交付申請 8 件(1 件)-支給決定 2 件(0 件)	交付申請 10 件-支給決定 9 件
働き方改革推進支援助成金		
・団体推進コース	交付申請 2 件(1 件)-支給決定 0 件(0 件)	交付申請 6 件-支給決定 5 件
・労働時間短縮・年休促進支援コース	交付申請 28 件(1 件)-支給決定 2 件(0 件)	交付申請 1 件-支給決定 0 件
・勤務間インターバル導入コース	交付申請 27 件(48 件)-支給決定 0 件(0 件)	交付申請 90 件-支給決定 81 件
・職場意識改善特例コース	交付申請 47 件(3 件)-支給決定 11 件(0 件)	交付申請 3 件-支給決定 0 件

( ) 内は前年同期

P 12

● 労働施策総合推進法に基づく協議会等について

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○労働施策総合推進法第10条3に基づく「いわて働き方改革推進協議会」について、下期の開催に向け準備を行った。	○働き方改革実現に向けた中小企業における取組等を円滑に進めるため、新型コロナ感染症に関する支援策を含む中小企業支援策等に重点を置いた内容で「いわて働き方改革推進協議会」を開催する。 ・開催日　11月27日
○岩手県を事務局とする「いわてで働こう推進協議会」について、第1回の本協議会を書面開催により実施し、構成員団体と昨年度の実績と今年度の方針等について情報共有を図った。 また、岩手県に設置されている「いわてで働こう推進本部会議」に局長が出席し、当局の取組を説明した。	○引き続き、「いわてで働こう推進協議会」に参画し、県や構成員団体と密に連携し、県内企業の働き方改革の推進に取り組んでいく。 ・10月6日　第1回働き方改革推進ワーキンググループ ・10月23日　第1回担当者会議　等

イ　労働条件の確保・改善対策

P 13

● 法定労働条件の確立等

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○各署の当初計画に基づく基本的な労働条件に係る監督指導が569件に留まっており、集団指導や説明会等は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となっている。	○事業場における基本的な労働条件等に関する不備も認められるところであり、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、積極的に監督指導を実施する。
○未払賃金立替払制度の運用については、本年度上期の認定4件、全16名が立替払いを受けている。なお、新型コロナウイルス感染症関連事案はなかった。	○未払賃金の立替払申請があった場合は、引き続き、迅速かつ適正な処理を徹底する。

P 13

● 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○大学生・高校生等を対象として労働法令に関する ①「出前講座の実施」及び ②「労働条件セミナー（委託事業）」について、岩手県教育委員会、岩手県教育研修センターに対して周知した。 上期は、「岩手大学と連合岩手の提携講座」において、オンライン講義が開催され、労働基準部監督課より講師を派遣した。	○下期は、「県立大学と連合岩手の提携講座」（10月開催予定）において対面講義が開催される予定。また、高校への出前講座は例年下半期に実施しており、申込があった場合は、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、局署より講師を派遣する（現在、1校から申込有り）。

○賃金不払・賃金不払残業、長時間労働、過重労働等により学業に影響を及ぼすような労働環境を強いられているなど、若者を使い捨てにするような働き方が疑われる事案は、監督指導を実施することとしているが、上半期において監督指導対象事案はなかった。	○いわゆる「若者の使い捨て」が疑われる事案は、迅速かつ的確に監督指導を実施する。

P 13

● 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○外国人労働者・障害者である労働者等、緊要度の高い労働者に係る監督指導の実施状況 ・技能実習生に係る外国人技能実習機構からの情報等に基づき、過重労働、割増賃金等に係る監督指導を８件実施した。 ・障害者虐待が疑われる事案について、賃金、労働条件確保等に係る監督指導を２件実施した。	○新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、集団指導や説明会等で関係法令の周知啓発に努めるとともに、寄せられる各種情報・相談等については、関係機関等との連携を図り、引き続き、迅速かつ的確に監督指導等を実施する。

P 13

● 最低賃金制度の適切な運営

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○本年度の地域別最低賃金については、「新型コロナウイルス感染症拡大により引上げ額の目安を示すことは困難」として中央最低賃金審議会から目安額が示されなかった事態を踏まえ、情報の収集・提供を積極的に行うなど、公労使の議論を深められるよう環境整備を行い、最低賃金審議会の円滑な審議運営に意を尽くした。	○岩手県特定(産業別)最低賃金の審議についても、経済動向及び地域の実情などを踏まえた調査審議が円滑に行われるよう、情報の収集・提供を積極的に行うなど、公労使の議論を深める環境整備を整え、円滑な審議運営に意を尽くす。
○改正最低賃金の周知については、県内全 33 市町村広報誌(紙)への掲載に向け、事前に広報誌掲載枠の確保を依頼した上で、改正決定後に掲載原稿例を添えて掲載依頼を行い、併せて、ポスター・リーフレットを送付して周知依頼を行った。 そのほか、行政機関、商工団体、労働者団体、使用者団体、事業者団体、教育機関等にあてて、周知に係る広報依頼(395 件)を行い、さらに、過去５年間に違反があった事業場(214 件)、最低賃金減額特例許可事業場(219)、労働者派遣事業所(171)件及び職業紹介事業所(160 件)に周知を行った。	○本年度の地域別最低賃金は、３円引き上げられて 793 円となり 10 月 3 日から発効されているところ、岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に併せ、再度マスコミへの発表を行うとともに、岩手県及び各市町村広報誌（紙）へ記事掲載依頼を行う。 なお、事業場に対する監督指導、集団指導は、引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底して実施する。

● 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

P 14

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○労災かくしが疑われる事案に対して、監督指導を 1 件実施するとともに、労働者死傷病報告の未提出事案（2 件）の書類送検を行った。	○引き続き、労災かくしが疑われる事案に対して監督指導を積極的に実施するとともに、労働者死傷病報告の未提出や虚偽報告等悪質な事案については司法処分を含め厳正な処理を行う。 ○労災保険手続きは取っており、労災かくしの明確な意図がないケースが確認されているが、様々な機会をとらえ労働者死傷病報告提出について周知啓発を行う。

ウ　労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

● 第 13 次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

【目標】2017 年度と比較して 2022 年度までに　① 年間死亡災害を 30%以上減少させる（2017 年：23 人 → 2022 年：16 人以下）
② 休業 4 日以上の年間死傷災害を 5%以上減少させる（2017 年：1,353 人 → 2022 年：1,285 人以下）

【現状】(9月末現在)　死亡者数は、8 人となり、前年同期比で 2 人(33.3%)増加した。(製造業 1 人、建設業 2 人、運輸交通業 1 人、林業 3 人、清掃・と畜業 1 人)
全産業の休業 4 日以上の死傷者は、893 人となり、前年同期比で 22 人(2.4%)減少した。

・全産業の事故の型別では、①転倒災害 223 人(25.0%)、②墜落・転落 135 人(15.1%)、③はさまれ・巻き込まれ 108 人(12.1%)の順で多く発生している。

・業種に共通する業種横断的な対策に係る死傷者数　　転倒災害 223 人(前年同期比－32 人、－12.5%)　　交通労働災害 49 人(同－3 人、－5.8%)

・転倒災害の業種別では、①製造業 56 人(25.1%)、②小売業 38 人(17.0%)、③社会福祉施設 37 人(16.6%)の順で多く発生している。

・重点対象業種の死傷者数

製造業	195 人(前年同期比＋25 人、＋14.7%)	事故の型別で多い順	①転倒、②はさまれ・巻き込まれ、③切れ・こすれ
建設業	148 人(同－11 人、－6.9%)	同、	①墜落・転落、②はさまれ・巻き込まれ、③切れ・こすれ
道路貨物運送業	61 人(同－31 人、－33.7%)	同、	①墜落・転落、②転倒、③動作の反動・無理な動作
林業	36 人(同＋ 2 人、＋ 5.9%)	同、	①激突され、②切れ・こすれ、③飛来・落下
小売業	107 人(同± 0 人、± 0 %)	同、	①転倒、②動作の反動・無理な動作、③墜落・転落
社会福祉施設	84 人(同＋ 7 人、 ＋9.1%)	同、	①転倒、②動作の反動・無理な動作、③交通事故（道路）

P 14

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○第 13 次労働災害防止計画の目標を達成するため、毎年、各種会議・会合等の場において、①局署の幹部が、同計画の目標等の内容を説明するとともに、②労働災害	○下期においては、監督指導・個別指導のみならず、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、労働災害防止に係る取組の推進について指導を行う。また、各関係

多発業種等の経営トップ等に対して、労働災害防止対策の徹底、企業の自主的安全衛生活動の活発化等について要請・指導を行う予定としていたところ、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの各種会議・会合等が未実施となっている。	機関、災害防止団体等とも連携し、以下の取組を実施する。 ・いわて年末年始無災害運動の実施（12 月～1 月）。〔再掲〕 ・局署・県土整備部・建災防支部の合同による安全パトロールの実施。 ・署・団体合同による安全衛生パトロール等の実施。 ○重点としている業種横断的な取組や重点業種（特に災害の増えている業種）に対し、的確な監督指導・集団指導等を行うとともに、「STOP！転倒災害プロジェクト」、「交通労働災害防止対策」等の周知及びあらゆる機会を捉え団体等への要請を行う。 特に、冬季に多発する転倒災害を防止するため、各企業に対して、リーフレットを活用するなどにより、冬季転倒災害防止のための取組みを促進する。 ○製造業においては、食料品製造業、木材木製品製造業（製材業）において労働災害が増加している。 食料品製造業においては、転倒災害や加工機械などにはさまれる災害が多く発生している。新型コロナウイルス感染症の影響により、いわゆる巣ごもり需要の増加等により、内陸部を中心とした食料品製造業において、スーパーマーケット向けやコンビニ向け食料品の需要が増加しているが、先行きが不透明であることから、求人増で対応するのではなく、既存の人員体制で対応したところ、納品時間帯等の制約から、所定外労働時間の増大やシフト体制の変更での対応は困難であることから、当該勤務時間帯における労働密度が増大することとなり、その結果、労働者に対する事前の作業打合わせ等の安全管理活動が十分に行えず、基本的な作業手順等の遵守が確保できにくい状況となったことが、労働災害の増加の一因と考えられる。 製材業においては、加工機械による切創や転倒災害が多く発生している。コロナ禍においても 9 月末までに住宅ローン減税の特例措置を踏まえ、台風災害復旧等による住宅建築用建材の需要が増加しているが、先行きが不透明であることから、機械設備を増設せず、既存の機械設備の稼働時間の範囲内で対応しようとするあまり、機械を止めないままの修理・調整・点検を行うなどの「非定常作業」を行った結果、労働災害などが多くなったと考えられる。 製造業における労働災害の増加に伴い、集団指導、監督指導、個別指導等においては、作業実施前の十全な作業手順の遵守や安全行動の徹底・確認、非定常作業時に

	における機械の稼働の中止の徹底など、労働災害防止対策の徹底、安全衛生活動の推進に留意するよう指導してまいりたい。

P 15

● 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○「高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」及び「エイジフレンドリー補助金」について、集団指導や個別指導、各種会議・会合等のあらゆる機会を捉えて、周知等を行う予定にしていたところ、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの各種会議・会合等が未実施となっている。	○下期においては、監督指導・個別指導のみならず、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、①高年齢労働者が働きやすい職場環境の整備、②働き方の見直しをするためのリスクアセスメントの実施、③ハード、ソフト面での職場環境の改善、④働く高齢者の健康や体力の状況の把握、⑤心身両面にわたる健康保持増進、⑥安全衛生教育の実施などを定めた内容について周知に努める。

P 16

● 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○ストレスチェックの実施及び医師による面接指導について、監督指導、個別指導により指導を行った。 また、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、リーフレット等を配布する等により、周知等を行う予定にしていたところ、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの各種会議・会合等が未実施となっている。 ○ストレスチェックの実施が義務付けられている労働者50人以上規模の事業場におけるストレスチェックの実施状況（署への実施結果報告書の提出状況）は、令和2年6月末時点で82.7%となっている。 また、ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は80.2%となっており、第13次労働災害防止計画の目標である「ストレスチェック結果を集団分析した事業場（労働者50人以上）の割合 を2022年までに 70%以上とすること」については、目標を達成している。	○ストレスチェックの実施及び集団分析の実施について、全ての事業場で取組が進められるよう、下期においては、監督指導、個別指導のみならず、集団指導・各種会合等あらゆる機会を通じて、周知啓発を行う。 また、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及等の職場におけるメンタルヘルスの取組の促進についても周知啓発を行う。

P16

● 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

上期における実施状況	課題及び下期への対応
a 化学物質対策 ○監督指導、個別指導等により、発がん性が認められるなど危険性・有害性のある化学物質のリスクアセスメント等の法令に基づく措置の徹底などの指導を行った。 ・監督指導 24 件 ・個別指導 2 件 b 石綿による健康障害防止対策 ○監督指導、個別指導等により、石綿のばく露防止措置の徹底などの指導を行った。 ・監督指導 5 件 ・個別指導 5 件	a 化学物質対策 ○上期に引き続き、監督指導、個別指導を実施し、SDS（安全データシート）の交付や危険性・有害性のある化学物質のリスクアセスメントの実施等法令に基づく措置について周知を図る。 また、金属アーク溶接等作業（加熱により発生する溶接ヒューム）等についての健康障害防止措置が義務付けられ、令和 3 年 4 月に施行される「改正特定化学物質障害予防規則」について周知を図る。 b 石綿による健康障害防止対策 ○今後、石綿使用建築物の解体工事の増加が見込まれている中、石綿のばく露防止措置を徹底するとともに、石綿ばく露防止対策の更なる強化を図る。 ○上期に引き続き、監督指導、個別指導等により、石綿ばく露防止措置の実施等法令に基づく措置について周知を図る。 また、解体・改修工事開始前の調査及び届出の拡大・新設、 隔離・漏えい防止措置の強化、隔離を要する作業に係る措置等が義務付けられ、令和 2 年 10 月に施行される「改正石綿障害予防規則」について周知を図る。

P 17

● 過労死等事案に係る的確な労災認定

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○労災補償制度は、労働者のセイフティネットとして、被災労働者等に対する保険給付を適正に実施し、その迅速かつ公正な保護を図ることを使命としてしており、その役割を的確に果たし労働者が安心して働くことのできる環境整備を図るため、労災補償行政を巡る状況変化に即応した業務運営の推進が極めて重要である。 ・上期における過労死等事案に係る労災認定の実施状況は以下のとおりである。 昨年度から繰り越した未決件数 9 件 （昨年度 5 件） （脳・心臓 2 件、精神 7 件） 新規受付件数 7 件 （昨年同期 9 件） （脳・心臓 4 件、精神 3 件）	○精神障害事案は、人間関係のトラブルを訴える事案や既往歴が認められる事案が増加しており、具体的な出来事や症状の変化等の事実認定に係る調査が難航するケースが多い。 また、請求人の精神症状に配慮する必要があるため時間をかけて複数回に分けた聴取や、セクハラ事案にあっては女性職員による聴取が必要となるなど、事案に応じた調査が求められる。 ○過重労働を訴える事案については、労働時間を把握するための客観的な資料がない場合もあり、長時間労働の事実認定に係る調査が難航するケースもある。 昨年度末から今年度上期においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点

決定件数　7件　（昨年同期　4件） （脳・心臓１件、精神６件） 取下げ件数　3件　（昨年同期　0件） （脳・心臓３件、精神０件） 未決件数　6件　（昨年同期　10件） （脳・心臓２件、精神４件）	から、請求人や会社関係者と面接して聴取を行うなどの直接的な実地調査を見合わせなければならない時期もあったが、下期においては、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底した上で、請求人や会社関係者と面接して聴取を行うなどの直接的な事実認定のための実地調査を積極的に進める。 ○署における効率的な調査計画の策定及び管理者による的確な進行管理の徹底並びに局からの具体的な指示・助言など、引き続き、局と監督署が連携して組織的な調査を進める。 ○長時間労働を訴える事案については、引き続き、労災担当部署と監督担当部署間で必要な情報共有を図り、密接に連携して対応する。 また、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底し、事実認定のための実地調査を行う。

（2）同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の支援

● 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保や非正規雇用労働者の処遇改善

【現状】

～パートタイム・有期雇用労働法に関する自主点検結果の概要（令和２年７～８月実施　県内の中小企業183社の状況）～

	基本給	賞与	通勤手当	役職手当	特殊作業手当 特殊勤務手当
支給あり	―	１７５	１７９	１７３	５５
支給基準が異なる	１４０	１４６	４９	９０	１５
理由が不明確	２１	２５	２５	６	８

※　労働者数101人以上の中小企業を対象

P 17

上期における実施状況	課題及び下期への対応
a　パートタイム・有期雇用労働者 ○パートタイム・有期雇用労働者については、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保が盛り込まれたパートタイム・有期雇用労働法について、報告徴収時や各種会合等あらゆる機会を捉えて周知徹底を図った。	○自主点検を実施した常用労働者101人以上の中小企業については、昨年度実施した大企業の状況とほぼ同じであり、各処遇に関し1～2割の企業で見直しが必要と思われることから、令和３年４月の適用に向け改善を促していく必要がある。

また、令和３年４月からの中小企業への適用を控え、常用労働者 101 人以上の中小企業を対象に、正社員とパートタイム・有期雇用労働者との待遇差に関する自主点検を実施して実態の把握を行った。 併せて、昨年度から雇用環境・均等室内に「同一労働同一賃金特別相談窓口」を開設し、パート・有期雇用労働者からの相談に対応している。 ・特別相談窓口の相談件数　51 件 （均等・均衡待遇　27 件、体制整備　13 件、その他　11 件）	また、100 人以下の中小企業・小規模事業者や零細事業者については、対応の遅れが懸念されることから、10～11 月に開催する局主催の集団説明会、文書送付や Web 活用などにより、周知徹底や啓発を図る。 大企業については、報告徴収の実施等により施行状況を把握し、必要な指導等を行う。 特別相談窓口に寄せられた相談のうち、法違反の疑いがある事案については相談者の意向を踏まえて、援助等を実施する。
ｂ　派遣労働者 ○改正労働者派遣法の円滑な施行に向けて、職業安定部需給調整事業室内に昨年 9 月から設置している「岩手労働局派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」において、引き続き相談に応じている。 また、令和２年４月以降、派遣元事業主から提出された労使協定について、厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金額となっているか点検を行った。 ・特別相談窓口の相談件数　47 件 （派遣元　38 件、派遣先　5 件、派遣労働者　4 件） ・労使協定点検数　65 件	○派遣元事業所及び、派遣先事業所が正確に理解し、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けた取組が、自主的に行われていることが重要なことから、特別相談窓口の相談以外にも、定期指導における派遣元事業所及び派遣先事業所の相談にも応じていく。 また、労使協定の点検結果から、厚生労働省が定めるものと同等以上の賃金額となっていない場合は、派遣元事業主の個別指導又は集団指導を行う。
○非正規雇用労働者の均等・均衡待遇の実現に向けて取り組む事業主に対して、岩手働き方改革推進支援センターにおいて、きめ細やかな相談支援を行っている。 ・相談件数：125 件（126 件）　・セミナー実施回数　10 件（26 件） ・窓口相談派遣申込件数：285 件(118 件) ・個別訪問支援申込件数　111 件(106 件) （再掲）（　）内は前年同期	○局ＨＰや説明会、事業所訪問等の機会を捉えて、岩手働き方改革推進支援センターを周知して利用を促進し、企業の取組を進めていく。

（３）家内労働対策の推進等

P 18

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○令和２年２月 28 日付け地方労働審議会家内労働部会からの報告書により、第 13 次最低工賃新設・改正計画に基づき、電気機械器具製造業最低工賃を改正すべきとの審議結果が示されたことを踏まえ、改正に向けた準備作業として工賃実態調査を実施した。	○地方労働審議会に対して電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る諮問を行い、その具体的な調査審議を行う「最低工賃専門部会」においては、公労使の積極的な議論が行われるよう環境整備を行う等円滑な部会運営を行う。 また、改正された最低工賃額について、家内労働委託者、家内労働者及び関係団体

○家内労働委託者あて「家内労働のしおり」を送付し、家内労働手帳の交付など家内労働を委託する際に必要な手続きについて周知を図った。	に対し周知徹底を図る。 ○電気機械器具製造業の家内労働委託者において、法令で定められた「家内労働手帳或いはそれに類する書面」が家内労働者に対して交付されていたが、手帳の記載内容である「基本委託条件の通知」の部分については、約半数の委託者が作成していないという状況であり、家内労働委託者全体においてもそのような状況が推測できることから、引き続き実態調査時等機会あるごとに家内労働に係る制度の周知を行う。

（4）総合的なハラスメント対策の推進

● 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施

P18

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○局及び各署に設置している「総合労働相談コーナー」に寄せられた職場のパワハラ、セクハラ、マタハラ等ハラスメントに関する相談に、助言・指導等の迅速な対応を図った。 ハラスメントに関する相談　702 件（695 件） ・いじめ・嫌がらせ　594 件（650 件） ・セクハラ　60 件（ 37 件） ・妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント 18 件（8 件） ・パワハラ　30 件（－） （ ）内は前年同期	○各種会合でハラスメントに係る周知を継続して行うとともに、引き続き、ハラスメントに関する相談に的確に対応する。
○特に、昨年度法制化された職場のパワハラ対策について、各種会合等での説明や資料配付、局ＨＰへの掲載等あらゆる機会を捉えて周知を図った。	○10～11 月に開催する局主催の説明会において説明し、パワハラ防止の取組を推進する。 また、パワハラ対策が義務となった大企業に対し、報告徴収の実施等により施行状況を把握し、必要な指導等を行う。
○説明会や集団指導等の機会を捉えて、パンフレットやポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用し、予防・解決に関する周知を図った。	○職場のパワハラ、セクハラ、マタハラ等職場のハラスメント撲滅の機運醸成を目的として、12 月の「職場のハラスメント撲滅月間」に集中的な周知啓発を行う。
○時間外の相談にも対応できる本省開設の「ハラスメント悩み相談室」（電話、メールによる相談対応）について、周知を図った。	

● 労働関係紛争の早期解決の促進

P 19

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○局及び各署に設置している「総合労働相談コーナー」においては、紛争当事者に対し、可能な限り法令や裁判例等を示し、一定程度の所感を述べた上で、紛争当事者の話し合い等を促すよう助言・指導を行った。また、あっせんに参加するメリットや具体的な利用者の声を紹介することなどにより参加率の向上に努めた。 ・助言・指導件数　36 件（45 件） ・あっせん件数　　20 件（27 件） （ ）内は前年同期	○引き続き、所感型の助言・指導の実施及びあっせんの参加率の向上を図る。
○局及び各署に設置している「総合労働相談コーナー」の機能強化を図るため、今年 6 月から施行された職場のパワハラに係る相談等あらゆる労働相談にワンストップで対応し、助言・指導により迅速に解決できるよう、総合労働相談員の更なる資質向上を目指し、研修を実施した。 ・研修 1 回（5 月）　新型コロナウイルス感染症の影響により、参集方式での開催が困難であったため、Web 形式で実施。	○引き続き、総合労働相談員に対する研修及び巡回指導を行い、総合労働相談員の資質向上を図り、より質の高い総合労働相談を行う。 巡回指導については 11～12 月かけて実施予定。

（5）治療と仕事の両立支援

● ガイドライン等の周知啓発

P 19

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○岩手産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）と連携し、集団指導・各種会合等の機会を通じて、両立支援ガイドラインに係るリーフレット（岩手県地域両立支援推進チーム作成）の周知等を行う予定にしていたところ、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの各種会議・会合等が未実施となっていることから、局ＨＰにガイドライン及びリーフレットを掲載することにより、事業者等に対して周知を図った。	○監督指導・個別指導、集団指導・各種会合等の機会を通じて、リーフレットを配布するなどにより、事業者等に対して両立支援の周知を図る。 ○Web によるオンライン地域セミナーを 11 月～2 月までに開催する予定。

P 19

● 地域両立支援推進チームの運営

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○岩手県地域両立支援推進チーム会議は、毎年、年１回の開催としているところ、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議の開催を中止したため、構成員に対して、資料を配布することで会議に代えた。	○「岩手治療と仕事の両立支援に係る相談窓口・助成金等一覧表」について、局ＨＰに掲載し周知を図る。

P 19

● トライアングル型サポート体制の構築

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○コーディネーター養成研修の受講について局ＨＰにリーフレットを掲載し周知を図ったところ。 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式による両立支援コーディネーター養成研修が未実施となった。	○令和 2 年度両立支援コーディネーター養成研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン形式で行うこととなったことから、産保センターと連携してその周知を図る。

３　人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化等

【現状】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年３月から５月にかけて有効求人倍率が急激に低下し、令和２年８月の有効求人倍率（季節調整値）は、７年４ヶ月ぶりに１倍を下回り、令和２年９月の有効求人倍率（季節調整値）は１倍台に回復。直近では、卸・小売業、宿泊・飲食業等で求人が大幅に減少。

令和２年９月

○ 月間有効求人倍率（季節調整値）は1.00倍

※ 平成25年５月から令和２年７月までの87カ月（７年３カ月）連続１倍台。令和２年８月には0.99倍と88カ月（７年４カ月）ぶりに１倍を下回る

○ 月間有効求人数（季節調整値）は21,838人

※ 令和元年９月（28,254人）に比べ、6,416人(22.7%)の大幅減少

○ 月間有効求職者数（季節調整値）は21,888人

※ 令和元年９月（20,744人）に比べ、1,144人(5.5%)の増加

有効求人倍率(原数値)	局計	盛岡	釜石	宮古	花巻	一関	水沢	北上	大船渡	二戸	久慈
令和2年9月	1.05	0.94	1.02	1.02	1.17	1.13	1.02	1.27	1.18	1.11	1.22

（1）人材確保対策の総合的な推進等

● 人材確保支援の充実

P 20

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○人材不足分野の就職件数（全ハローワーク） 令和２年度目標：5,948件（5,983件） 就職件数：2,622件（3,046件） 進捗率：44.1%（50.9%） 《就職件数内訳》 介護・看護・保育　1，422件（1，710件） 介護：959件（1,106件）、看護：296件（388件）、保育：167件（216件）	○魅力ある求人の確保及び求職者の量的確保を図るため、求人者に対しては求人受理時に条件確認を行い、条件緩和指導等の助言を継続する。また、求人充足会議を活用し、求人条件等の問題点等を洗い出し、事業所に対し的を絞った改善策の提案を行う。 ○求職者に対しては、求職受理時のアンケート票により希望職種を把握し、人材不足分野を希望する者については、速やかに人材確保対策コーナーへ誘導して支援を行

建設　532 件（597 件） 警備　192 件（202 件） 運輸　476 件（537 件） （　）内は前年同月	う。また、下期においては、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、ミニ面接会や事業所説明会を開催し、求職者の理解促進を図り、就職意欲を喚起する。
○平成 30 年度よりハローワーク盛岡に「人材確保対策コーナー」を設置し、人材不足分野の事業主に対する人材確保支援や、求職者に対する人材不足分野への就職支援を実施している。 （局で取り組んでいる人材不足分野：建設、介護、医療、保育、運輸、警備分野） 新規支援対象求人数　609 人（637 人） （　）内は前年同期	○ラジオ放送や公共交通機関を活用したハローワークの支援メニューを周知し、求職者の掘り起こしを行う。
○福祉人材センター・ハローワーク連携事業 ハローワーク盛岡において福祉人材センターと連携し、毎月第 3 木曜日に福祉人材センターがハローワーク盛岡に出張して相談を実施している。 巡回相談回数　7 回（9 回） 新規支援対象求職者数　18 人（19 人） 就職件数　2 件（11 件） （　）内は前年同期	○介護・福祉関係の仕事を希望する求職者に対して、出張相談日の周知及び福祉人材センターへの登録勧奨を行う。
○ナースセンター・ハローワーク連携事業 ハローワーク盛岡においてナースセンターと連携し、毎月第 2・4 木曜日にナースセンターがハローワーク盛岡に出張して相談を実施している。 巡回相談回数　9 回（9 回） 新規支援対象求職者数　16 人（20 人） 就職件数　9 件（8 件） （　）内は前年同期	○看護師を希望する求職者に対して、出張相談日の周知及びナースセンターへの登録勧奨を行う。
○介護労働安定センター岩手支部との連携 介護労働懇談会を通じ雇用管理改善等の周知を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期されている。	○介護労働懇談会へ出席する岩手県や介護関係団体・施設等との情報共有及び業務連携を図る。 第 1 回介護労働懇談会　（10 月 23 日開催予定）

● 企業の合理化等への対応

P 21

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○各ハローワークにおいて事業所の撤退の動きを把握した場合、失業なき労働移動の観点から事業所の了解が得られた場合には、産業雇用安定センターへ情報提供を行っている。 情報提供件数：9社、167人（7社、151人） （　）内は前年同期	○令和2年4月～9月末までに事業所の撤退の動きを把握した51社（594人）のうち、産業雇用安定センターへの情報提供は9社（17.6%）に留まっていることから、同センターの事業内容を積極的に周知し、更なる活用を求め、失業なき労働移動の促進を図る。

（2）高齢者の就労・社会参加の促進

P 22

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○令和3年4月1日施行の改正高齢法により、企業において70歳までの就業機会の確保が努力義務となった。	○改正高齢法について、局・ハローワーク等による企業への訪問等を通じて周知広報を図る。
○65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため「生涯現役支援窓口」を設置しているハローワーク盛岡及びハローワーク一関、ハローワーク水沢（令和2年4月より設置）においてマッチングを支援している。 令和2年度65歳以上の就職人数目標値　230件（151件） 達成状況　193件（107件） 進捗率　83.9%（70.9%） （　）内は前年同期	○「生涯現役支援窓口」において、生涯現役支援チームにより職業相談、職業紹介及び高年齢求職者向け求人情報の提供を行うほか、下期においては、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、就職面談会、職場見学、各種セミナー等を開催するなど、引き続きマッチング支援の強化を図る。

（3）就職氷河期世代確約支援プランの実施

P 22

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○地域ごとのプラットフォームの形成・活用について ・局、県、経済団体等関係機関を構成員とした都道府県レベルの第1回いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議を開催（書面開催）し、いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領の策定及び就職氷河期世代の支援への合意形成を図った。	○いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの第2回会議を開催し、就職氷河期世代の支援の実効性を高めるため、当該プラットフォームの事業計画（案）について協議し、計画を策定する。

P 23

○ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援	○新型コロナウイルス感染症の影響等により、対面による就職支援の機会の減少及び正社員求人数が減少傾向にあることから、下期においては新型コロナウイルス感染

・ハローワーク盛岡に令和２年４月から「就職氷河期世代専門窓口」を設置し、支援対象者の課題やニーズに応じたチーム支援を実施している。 就職氷河期世代専門窓口の実績 新規登録者数：238 人、就職者数（正社員）：34 人 ・職業紹介部門や職業訓練部門の他各部門と連携し、支援対象者の確保に努めるとともに、キャリアコンサルティングによる支援対象者の状況把握を行い、適性や能力に応じた職業訓練のあっせんやセミナーの実施、臨床心理士による専門相談の実施等総合的な支援を実施している。 ・就職氷河期世代等への再就職支援の一環として、（独）高齢・障害・求職者支援機構との連携により、訓練期間や時間の短縮、訓練時間帯に配慮した「就職氷河期世代支援コース」を新設し下期に開校することから、受講を広く呼びかけるため周知を行った。 P24 ○一人ひとりにつながる積極的な広報 ・ホームページやハローワーク窓口等での、就職氷河期世代専門窓口を中心とした各種支援策の周知。 ・ハローワークの求職登録者に対するダイレクトメール等による専門窓口の周知及び利用勧奨等の実施。	症防止対策を徹底しつつ、下記の取組を中心に安定雇用に向け一貫した伴走型支援を実施する。 ・いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォームと連動した様々な広報活動を実施するとともに、ハローワーク盛岡の各部門間の連携により、就職氷河期世代専門窓口等の周知強化と窓口利用を促進する。 ・キャリアコンサルティングを充実させるとともにセミナー及び就職面接会等を開催する。 ・就職氷河期世代限定求人等の確保及び、特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）等を活用したマッチングを推進し、就職後の職場定着を支援する。 ・新設した「就職氷河期世代支援コース」の周知、受講勧奨について、ハローワーク及び関係機関において積極的に行うとともに、就職氷河期世代等に対する職業訓練の支援拡大のため、（独）高齢・障害・求職者支援機構と連携して更なるコース設定に努める。 ・「いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を活用した各構成団体における支援策等の周知・広報に努める。 ・就職氷河期世代向けの専用サイトを開設し、PR 動画等を活用した就職氷河期世代に関するキャリア情報等を掲載・情報発信することにより、就職氷河期世代の正社員就職等を促進する。

（4）若者に対する就職支援

● 新卒者等への正社員就職の支援

P 24

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○令和３年３月新規高等学校卒業予定者の求職・求人受理状況 求職者数：2,851 人（2,867 人） うち県内：2,016 人（1,958 人） 求人受理状況：4,964 人（5,842 人） （　）内は前年同期 ○令和３年３月新卒者向け支援 ・労働関係法令違反等の求人不受理の制度周知・啓発。 ・ユースエール認定制度の周知・促進。	○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年３月新卒者等における未内定者の増加や採用内定取消し及び入職時期の繰下げの発生が懸念されていることから、下期においては新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、下記の取組を実施、強化する。 ・学校や関係機関と連携した未内定者の早期状況把握及び未内定者対象の就職面談会、求人開拓や担当者制による個別支援等ニーズに応じた支援を実施する。 ・関係機関と連携して、オンラインを活用した企業情報の発信や面談会等を実施する。 ・内定取消し及び入職時期繰下げ防止に向けた事業主への要請活動及び特別相談

・学校等と連携した多様なニーズを持つ学生の早期把握と就職支援ナビゲーター等による個別支援の実施。 ・新卒者対象求人申込の勧奨強化。（ハローワークによる勧奨、関係機関と連携した求人要請活動等の実施。） ○令和２年３月新卒者向け支援 ・採用内定取消し防止にかかる事業主への要請活動及び支援制度の周知。 ・学校との連携により採用内定取消しや入職時期繰下げ者の把握をし、令和２年４月に設置した特別相談窓口への誘導。	窓口の周知を図る。

P25

● 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○ハローワークでは、求職者個々の状況により適宜サポステの紹介・誘導に努め、サポステの各種支援メニュー（※1）が進路決定に繋がるよう協力するとともに、学校中退者等について関係機関との連携による切れ目のない支援に努めた。局では、サポステでの取組を確認するため、サポステ事業受託者（※2）に毎月の報告を求めるとともに、適宜ヒアリングを行うなど運営状況の把握に努めた。 サポステ（2ヶ所）及びサテライト（1ヶ所）における取扱い状況 ・総利用者数　4,480人（4,326人） ・新規登録者数　120人（125人） ・就職者数　36人（67人） （　）内は前年同期 （※1）サポステの主な支援メニュー ・作業体験　・職場見学　・職業体験　・性格検査、職業適性検査 ・ＪＳＴ（職業対人技能トレーニング）　・キャリアカウンセリング ・パソコン講座　・面接練習、応募書類作成支援　等 （※2）サポステ事業の受託者 ・もりおか若者サポートステーション（宮古サテライトを含む） 特定非営利活動法人もりおかユースポート ・いちのせき若者サポートステーション 特定非営利活動法人レスパイトハウス・ハンズ	○総利用者数、新規登録者数はほぼ前年並みに推移しているが、就職者数は新型コロナウイルス感染症の影響により低迷していることから、引き続き、受け入れ実績のある企業の協力により職業体験等を通じた積極的な支援等を推進する。

（5）女性活躍の推進

● 女性の活躍促進

P 25

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という）の策定・届出の督励をもれなく行い、労働者 301 人以上の義務企業の届出率は 100%となった。 ・行動計画届出総数 314 社（233 社） うち、義務企業(301 人以上)の届出状況 112 社（届出率 100 %（111 社） 努力義務企業（300 人以下）の届出状況 202 社（122 社） （ ）内は前年同期	○下期に行動計画期間が終了を迎える労働者 301 人以上の義務企業に対して、引き続き、行動計画策定・届出の徹底を図る。
○令和 4 年 4 月から新たに義務となる企業（常用労働者 101 人以上 300 人以下）に対して、次世代法に基づく次期行動計画策定勧奨時に女活法の行動計画策定についても併せて勧奨するとともに、報告徴収時に対象となる企業を把握した場合は丁寧に説明し、早期の取組を促した。 また、各種会合等で改正内容について周知を図った。	○左記の取組を引き続き行い、早期の取組を促すとともに、局主催の説明会や各種会合等あらゆる機会を捉えて、改正内容の周知を図る。
○えるぼし認定の取得促進を図るため、局版の「認定企業ポスター」や「認定企業好事例集」を配付した。 ・えるぼし認定企業 1 社（1 社）　累計 13 社（10 社） （ ）内は前年同期	○引き続き、えるぼし認定マークを掲載した局版「認定企業ポスター」や「認定企業好事例集」を配付・活用により、本認定制度の認知度向上を図るとともに、認定取得促進を図る。 また、えるぼし認定候補企業を把握した場合には、認定に向けてきめ細かな取得支援を行い、プラチナえるぼし認定については、えるぼし認定企業に対し取得勧奨を行う。
○岩手県が行う「いわて女性活躍企業等認定制度」と連携して、双方の制度周知や行動計画の届出・認定に係る情報提供により、企業の取組促進を図った。	○左記の取組を引き続き行う。

● 女性のライフステージに対応した活躍支援

P 26

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○女性の活躍促進に係るマザーズコーナーにおける各種支援 （ハローワーク盛岡、ハローワーク宮古、ハローワーク一関、ハローワーク水沢、ハローワーク北上に設置） ・県内５カ所のハローワークにおいて「マザーズコーナー」を設置、キッズコーナーを設置することで子連れでも来所しやすい相談環境を整備して就職促進を図っている。 マザーズコーナー職業紹介状況 新規求職者数　1,152 人（1,380 人） 就職者数　516 人（620 人） 就職率　44.8%（44.9%） うち重点支援対象者（目標：重点支援対象者就職率 93.4%以上） ・重点新規対象者数　499 人（564 人） ・重点支援就職者数　484 人（552 人） ・就職率　97.0%（97.9%） （　）内は前年同期	○マザーズコーナーを有するハローワークについては、引き続きマザーズコーナーの対象になる者に対して支援メニューの説明を行い、速やかにコーナーへ誘導し支援対象者の確保に努める。 ○早期再就職を希望する者は「重点支援対象者」として選定し、支援対象者の増加を図り、求職者担当制による支援や求職者ニーズに応じた個別求人開拓等の能動的支援を計画的・集中的に実施する。 ○新型コロナウイルス感染症の影響による雇用環境の悪化から選択肢となる求人数が大幅に減したことで、希望する仕事の内容や労働条件に合った求人を見つけにくく求職活動が長期化している求職者に対しては、就職支援セミナーを通じた自己理解や仕事理解の支援を行い早期再就職の促進を図る。 ○マザーズコーナーの利用促進を図るため、広報紙やホームページ等を活用した周知を引き続き行う。

● 改正育児・介護休業法の周知及び履行確保、男女の育休取得促進等仕事と育児・介護が両立できるような環境の整備

P 26

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○令和３年１月施行の改正内容（子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得）について、各種会合での資料配付や局ＨＰへの掲載等あらゆる機会を捉えて周知を行った。 ○報告徴収時に男性の取得状況を確認し、利用がない場合には助成金制度も紹介しながら男性の育休取得促進について要請を行った。 また、男性も育児休業等制度が利用できる旨を記載した、当局オリジナル作成の母子健康手帳サイズのカード（「働きながら妊娠・出産・育児をされる方のために」）を県内各市町村に送付し、母子健康手帳交付時に配付してもらうことで周知を図った。	○10～11 月に開催する局主催の説明会において企業に対して周知を図る。 ○引き続き、報告徴収時や各種会合等あらゆる機会を捉えて、男性の育児休業取得促進や両立支援制度に関する周知を図る。

● 次世代育成支援対策の推進

P 26

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出の督励をもれなく行い、労働者 101 人以上の義務企業の届出率は 100%となった。 ・行動計画届出総数：948 社（888 社） うち、義務企業(101 人以上)の届出状況：452 社（届出率 100 %）（460 社） 努力義務企業(100 人以下)の届出状況：496 社（428 社） （ ）内は前年同期	○下期に行動計画期間が終了を迎える企業について、労働者 101 人以上の義務企業に対しては次期行動計画策定・届出を徹底するとともに、労働者 100 人以下の努力義務企業に対しては引き続き計画策定・届出を行うよう勧奨する。
○くるみん認定の取得促進を図るため、局版の「認定企業ポスター」や「認定企業好事例集」の配付を行った。 ・くるみん認定企業数：4 社　累計 39 社（33 社） ・プラチナくるみん認定企業数：0 社（0 社）　累計 2 社（2 社） （ ）内は前年同期	○引き続き、くるみん認定マークを掲載した局版「認定企業ポスター」や「認定企業好事例集」を配付・活用により、本認定制度の認知度向上を図るとともに、認定取得促進を図る。 また、くるみん認定候補企業を把握した場合には、認定に向けてきめ細かな取得支援を行い、プラチナくるみん認定については、くるみん認定企業に対し取得勧奨を行う。
○岩手県が行う「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」と連携して、双方の制度周知や行動計画の届出・認定に係る情報提供により、企業の取組促進を図った。	○左記の取組を引き続き行う。

（6）障害者の就労促進

P 26

上期における実施状況	課題及び下期への対応
○公務部門における障害者雇用 ・市町村の機関において、法定雇用率未達成であった 13 機関に対して、昨年度下期から訪問、文書による要請を行った結果、8 月末現在で 8 機関達成となった。 ・公務部門に関しては、令和 2 年 4 月 1 日までに障害者活躍推進計画の作成・公表が義務付けられたが、ホームページで確認したところ 76 機関中 18 機関で確認できない事案が見受けられた。	○引き続き法定雇用率未達成の 5 機関及び本年度調査で新たに未達成と確認された機関に対して、早期の達成に向けて訪問指導を実施する。 ○下期においては、対象機関のホームページにおいて障害者活躍推進計画の公表が確認できない 18 機関等に対し、早期に作成・公表するよう促す取組を実施する。

P 27

○中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化 ・障害者雇用状況報告書の提出期限が、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえて 7 月 15 日から 8 月 31 日に変更されたことで、対象事業所の法定雇用率の実態把握が遅れている。	○対象事業所の法定雇用率の実態把握をした後、令和 3 年 3 月 1 日から法定雇用率の引き上げ（2.2%→2.3%）が実施されることから、未達成事業所に対する達成指導やマッチング支援等の法定雇用率達成に向けた支援等を強力に実施する。